

平成26年1月27日付けで廃止する公示一覧表

	公示名	制定年月日	公示番号	最終改正年月日	公示番号	廃止の理由	備考
1	特別監視地域の指定等について(指定基準)	平成13年12月3日	なし	平成20年7月11日	九運公第31号	通達「緊急調整地域の指定等について」(平成13年10月26日付け国自旅第102号)が廃止されるため。	
2	(関連) 特別監視地域の指定について(個別指定)	平成25年8月5日	九運公第17号			公示「特別監視地域の指定等について」(平成13年12月3日付)が廃止されるため。	
3	(関連) 特別監視地域の指定について(個別指定)	平成24年7月13日	九運公第16号				
4	(関連) 特別監視地域の指定について(個別指定)	平成23年7月8日	九運公第22号				
5	特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について	平成19年11月20日	九運公第85号	平成25年9月30日	九運公第25号	通達「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成19年11月20日付 国自旅第208号)が廃止されるため。	
6	(関連) 特定特別監視地域の指定について	平成23年7月8日	九運公第23号			公示「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成19年11月20日付 九運公第85号)が廃止されるため。	
7	(関連) 運転者の確保状況又は実働率と一定規模以上の減車に対する監査特例について	平成20年7月11日	九運公第35号				
8	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置について	平成21年9月29日	九運公第41号	平成25年9月30日	九運公第26号	通達「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」(平成21年9月29日付 国自旅第151号)が廃止されるため。	
9	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第1項に規定する特定事業計画の認定要領について	平成21年9月29日	九運公第53号			通達「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第1項に規定する特定事業計画の認定要領について」(平成21年9月29日付 国自旅第152号)が廃止されるため。	
10	特定事業計画における事業者再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について	平成22年3月12日	九運公第111号			通達「特定事業計画における事業者再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」(平成22年1月25日付 国自旅第243号)が廃止されるため。	
11	(関連) 「特定事業計画における事業者再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」(平成22年3月12日付け九運公第111号)に基づく休車解除について	平成25年5月13日	九運公第9号			公示「特定事業計画における事業者再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」(平成22年3月12日付け九運公第111号)が廃止されるため。	